

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 22 日現在

機関番号：12401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780428

研究課題名(和文) 養護訓導の誕生と量的拡大過程 - 養成システムの確立と職制運動 -

研究課題名(英文) The Emergence of Yogo Kundo and establishment of the training system

研究代表者

七木田 文彦 (NANAKIDA, Fumihiko)

埼玉大学・教育学部・准教授

研究者番号：40431697

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、明治期に誕生した学校看護婦が、1941(昭和16)年に新たな教育職員である養護訓導となった発展過程を明らかにすること、養護訓導の養成システムの確立過程を看護婦・衛生婦養成との比較より明らかにすること、そして、養護訓導誕生後、学校への全校配置に至る量的拡大過程を養成機関の設置過程と職制運動との関わりから明らかにする。

以上、三つの課題に対し、史的アプローチによって史実の実証を行うとともに、養護訓導(養護教諭)に求められた職務について、各時代に要請された養成プロセスの内容(免許状取得に必要とされた内容の選定議論)を確認しながら、養護訓導(養護教諭)職務の独自性を顕在化した。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study was (1) to clarify the development process that school nurses born in the Meiji era became nursing training which is a new education staff in 1941, (2) to clarify the development process of nursing training and (3) after the birth of a nursing training, the quantitative expansion process leading to the arrangement of all schools.

Thus, three issues have been demonstrated by a historical approach. We clarified the contents of duties required for nursing training. On top of that, we unveiled the uniqueness of the duties of nursing training which was historically positioned.

研究分野：保健教育

キーワード：学校看護婦 葛西タカ 「養護」概念 養護教諭 直轄諸学校 社会史

## 1. 研究開始当初の背景

これまでに試みられた養護訓導(後の養護教諭)の成立史研究は、学校衛生通史の一分野として日本学校保健会編『学校保健百年史』(第一法規、1973年)で検討がなされて以降、専門的研究としては、杉浦守邦『養護教員の歴史』(東山書房、1974年)、近藤真庸『養護教諭成立史の研究』(大修館書店、2003年)によって、制度史の変遷に重点が置かれ、詳述されてきた。しかしながら、その検討内容は、養護訓導の前身である学校看護婦の誕生(1905年)と学校看護婦が学校に配置される過程と法令の整備に焦点化され、同職員が1940(昭和15)年に新たな教育職員である養護訓導として誕生する過程については、明らかにされていない。

また、1940年代から今日に至るまで継続している養護教諭制度は、世界的でも希な教育職員の存在として注目されながらも、なぜ養護訓導(養護教諭)制度が必要とされ、どのような議論と政治的決断のなかで存在するに至り、今日まで継続されているのか、また、社会の要請とともにどのような教育職員としてデザインされ、これとともに同職の養成機関が設置されるに至ったのか、そして、社会の変化とともに職務がどのように変化したのか。養護訓導を巡る研究課題は、以上のように多くの疑問と課題を生起させるが、このような課題が探求されることなく、同研究分野において史的アプローチによる検討は、今日的課題に通底する現代的意義を失った史実の確認としてのみ認識されてきた。その結果、先行研究では、国民学校令に定められた規定を指摘するにとどまり、同職の誕生過程や全校への配置過程は明らかにされてこなかった。

以上の研究状況から、今日的課題(研究主題)として着目する理由は、次の2点である。

第一に、養護訓導(養護教諭)制度は、1940年代に国際的に見て先進的な健康教育機能を有する教育職員を誕生させた。しかしながら、職名に「養護」とのワードが選択されたことにより、旧養護学校の職員と混同されたり、「養護」とはなにか?といった議論がなされるなど、制度が確立した一方で、職務内容と機能には共通理解を得ることができず、認識に混乱をもたらした。このことは、同教員養成機関の整備にも影響を与え、養護教諭は、長い間、「当分の間、これを置かないことができる」(旧学校教育法第103条)と規定された。職務内容が不明瞭であったことと教員養成機関の整備が遅れたことから、学校における教育職員としての位置づけについても明確化されず、戦後の身分保障は職制運動へと発展した。先進的な健康教育・健康増進機能を有する教員制度の確立は、国際的には極めて早期にデザインされていながらも、その機能を十分に発揮するまでに至らなかったのである。第二に、免許状の交付と養成について、発足当初より多くの問題を抱えていた。養成機関の設置とそれに費やされる時間、そして、早急な人員の確保については多くの妥協を余儀なくされ、変則的な免許状交付と養成をデザインしなければならなかった。

以上の2点より、養護訓導(養護教諭)制度の構想と実際について、近代化に伴う衛生的社会構築の文脈において、社会構造の中でとらえ直すことで、教育職員制度の成立を再検討するとともに、戦前・戦中・戦後において、どのような点が連続し、また断絶したのかを問い直しながら、一次史料の収集・読解・史料批

判・分析によって本課題を明らかにする。

## 2. 研究の目的

先に記した研究の背景を引き受けながら、次にあげる三つの具体的内容について検討する。

第一に、戦時下改革の養護訓導誕生プロセス、さらに、戦後教育改革を経て確立した養護教諭制度の形成過程について、戦中・戦後と連続して維持された養護教諭制度の形成過程を明らかにする。養護訓導の誕生（1941年）は、戦後教育改革における養護教諭制度の成立へと連続性が重視されているにも関わらず、史料の限界から、その全貌は明らかにされてこなかった。養護訓導誕生の詳細は、第二次世界大戦中の改革であったことも関係して、物資の不足や検閲により極端に刊行が制限されていた雑誌等によって同プロセスを明らかにするには限界があった。また、占領期においては、史料の探索をはじめとして全く手がつけられていない。本研究では、精緻な史料調査により、国立教育政策研究所教育図書館所蔵の重田定正文書、筑波大学体育科学系体育社会学研究室所蔵の竹之下休蔵文書をはじめとして、新たに発掘した文部省内部史料と雑誌史料によってその形成過程を明らかにする。以上の一次史料から養護訓導（養護教諭）の成立過程を検討することにより、史実を慎重に確認し、実証する。

第二に、1940（昭和15）年に新たな教育職員として誕生した養護訓導について、同職の養成システムの確立過程を看護婦・衛生婦養成との比較より明らかにする。養護訓導が設置される以前は、学校看護婦（または学校衛生婦）が学校に置かれており、同職の養成は、看護婦養成に頼っていた。学校看護婦は教育職員ではなかったことから、看護婦養成システ

ムによりながら同職の安定供給がなされていた。しかしながら1940年に養護訓導が設置されたことから、これまでの看護婦養成には頼ることができず、新たな養成システムがデザインされなければならなかった。文部省は、同職の安定供給を、試験検定、無試験検定の検定制度で代替する方針を示したが、後の養成システムを本格的にデザインするには至らなかった。このことは、戦後教育改革の教員養成改革にも影響し、教育刷新委員会における議論では全く取りあげられず、学校教育法第1条に定められた学校に位置づかない国立養護教諭養成所を新につくり出さなければならない変則的な養成となった。以上のプロセスを明らかにすることが二つ目の検討課題である。

第三に、養護訓導誕生後、学校への全校配置に至る量的拡大過程を養成機関の設置過程と職制運動との関わりから明らかにする。戦中の試験検定、無試験検定、戦後に設置された国立養護教諭養成所が発展的に国立大学教育学部に設置・解消されるに至る過程で、職制運動が果たした役割は大きい。看護師養成にも開かれた課程認定システムと養護教諭の安定的供給がなされるに至る過程について、職制運動との関わりより検討を行う。

## 3. 研究の方法

本研究は、平成26年度から平成28年度までの3カ年計画で進められた研究である。国立国会図書館憲政資料室、国立教育政策研究所教育図書館等に所蔵されている史料を収集し、読解、批評等、随時、史的研究として進め、研究の進行状況と経過報告は、毎年度、学会における研究発表と論文投稿、書籍の出版としてまとめた。

#### 4. 研究成果

##### (1) 「養護」の概念について

養護訓導の成立にあたって、その前段階における「養護」の概念検討として、1920年代から1930年代に使用された「養護」概念について整理・検討を行った。

当時使用されていた「学校看護」といったワードではない教育的用語である何かが「養護」であった。その何かを決める際の選択において、厚生省との関係もあり、「看護婦」、「衛生婦」、「保健婦」といったワードから連想される言葉の使用は好ましくなかった。このような状況下で選択されたのが「養護」であった。大西永次郎は、「養護」といった言葉は「はっきりとした理論的根拠があるわけではない」としていることもあって、雑誌「養護」「学童養護」のなかで、「養護」についての断片的考え方は記しているが、直接的かつ体系的な説明については多くの記述を見ることはできない。同誌における論考の多くは、学校衛生や身体検査、学校給食等の解説が多くを占めており、これらの位置づけと体系化が総合的に大西の「養護」像と何らかの関係にありながら著されていることは想像がつく。

その後の「養護」の使用方法としては、休暇聚落、開放学級、戸外学級、養護学級、常設的虚弱児童養護期間（海浜学校、林間学校等）による虚弱児童対策へと向かった。このことで、これまで学校において中心的な対象から除外されていた虚弱児童への個別的介入、さらに家庭の問題とされ配慮されずにいた虚弱児童をあらためて学校教育の対象として包摂し、身体の適応性に注目しながらこれをコントロールしようとする接点に「養護」といったワードが使用されている。

さらに、虚弱児童の個々の身体を家庭

から学校関連施設（養護施設）へ「養護」といったワードによって結びつけ「学校化」した。まさに家庭における身体管理を学校に委譲し、帰属化させること（学校化）によって、後に総力戦における国家に帰属した身体の形成、または個人の身体に権力が侵入する素地を形成した。言い換えるならば「養護」は個人の身体と国家をつなぐ接点でもあった。その具体的な方法としては、以上に見てきたように、休暇聚落や開放学級等の特別な機関の設置とともに通常の学校教育へと接続させている。こうした展開が大正中期より見られ、学校における虚弱児童対策とともに学校における場としての接点を開放学級、養護学級、さらに衛生室、休養室、静養室、そして学校看護婦にその役割をもとめた。「家庭養護の問題につき学校衛生を中心として、特に学校養護の延長として考へるときに教育的意義が存する点を挙げ、之を連絡機関として、学校看護婦が重要な位置にある」として、そこでは「看護」ではなく教育的意味が付与された「養護」というワードが選択され、展開されていくこととなった。そのきっかけの一つが雑誌「養護」「学童養護」の刊行であり、以上の意味も含みながら同雑誌に内容が掲載された。具体的な内容としては、虚弱児童対策としてのスクリーニング（身体検査）、栄養管理を含めた学校給食、虚弱児童の体質改善等の内容が頻繁に取りあげられた。そして、学校看護婦は徐々にこれらの内容を職務として意識しながら養護訓導へ至る準備が整っていった。雑誌「養護」「学童養護」は社会的に、また学校看護婦の個々の内面にアプローチしながら少なからずその役割を負うようになったといえよう。

##### (2) 養護訓導の誕生と量的拡大過程

養護訓導制度は、1941（昭和16）年の国民学校令によって確立し、以降、今日に至る教育職員制度の基盤として引き継がれている。同制度化に至るプロセスは、杉浦守邦の『養護教員の歴史』東山書房（1974（昭和49）年）をはじめとする研究によって、文部省と厚生省の議論を中心にまとめられている。しかしながら、制度発足以降、戦後の養護教諭制度への接続過程や戦時下の政策立案過程、養護訓導配置等の実際については、養護訓導への史的注目に比して、史料保存の限界等を理由としてその全容は明らかにされていない。

なかでも、養護訓導制の発足にともなう養護訓導養成と同免許状取得の方法については、国民学校令の公布によって廃止された「学校看護婦二関スル件」（昭和4年）に代替する規程として、養護訓導数の安定的確保と関わって免許状の取得方法が重要な課題であった。つまり、養護訓導制度が誕生したにもかかわらず、実態として多くの学校では養護訓導の不在、またはその代替として学校看護婦、養護婦の継続が見られたのである。

1941年に誕生した養護訓導制度、さらに量的拡大過程について、文部省が昭和17年-昭和30年までを見通して作成された養護訓導設置計画について明らかにしたこと、直轄諸学校（師範学校附属国民学校）における養護訓導の設置状態について、国立公文書館所蔵史料を使用して明らかにした。また、養護訓導が著した書籍等の分析から、養護訓導の制度的成立だけではなく、内実共に養護訓導が成立した事例について篠崎ハル、葛西タカを中心として記述した。

葛西タカに見る内面的な養護訓導の誕生は、子どもたちとの関わりが増加するにつれ、そして、つながりが深くなっていく

ほど、看護婦の世界にとどまることなく教育への視点が拡大した。「教育的な知識や総ての点の常識や教養の乏しさに気がひけて、辛かった」と語るように、教師としての視点が子どもとのかかわりの中で拓かれていった。ここに歴史的エポックとされる学校看護婦から養護訓導への視点が拓かれたといってもよいだろう。もちろん、政治的な力動関係によって制度化された養護訓導制度といった側面も考慮しなければならないが、一学校看護婦の内面に拓かれた視点は、まさに養護訓導の誕生を意味していた。ここに制度を越えた本質的な養護訓導が誕生したとみることができよう。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

瀧澤利行・七木田文彦・竹下智美：養護実践に見る教育保健機能の検討、日本教育保健学会年報、査読有、第24号、2017、pp.65-74

七木田文彦：「教育保健学」の系譜とカリキュラムデザイン臨床からも体系化・構成試案-、日本教育保健学会年報、査読有、第24号、2017、pp.3-12

〔学会発表〕(計4件)

七木田文彦：教育保健学のカリキュラムデザイン-教職必修科目に位置づける健康・身体の教養とは-第14回日本教育保健学会（仙台）、2017年3月26日

瀧澤利行・七木田文彦・竹下智美：養護実践にみる教育保健機能の検討、第13回日本教育保健学会（水戸）、2016年3月6日

七木田文彦：1930年代の学校看護婦と学校・地域-積極的養護と指導系統の整備-、日本学校保健学会第63回学術大会（岡山）、2015年11月28日

七木田文彦：養護訓導の量的拡大過程  
-1940年代の学校への配置状況、日本学校保健学会第61回学術大会(金沢)、2014年11月15日

〔図書〕(計3件)

七木田文彦：経験と引き離された身体  
の行方-健康をめぐる近代的身体の一断面-『近代日本を創った身体』大修館書店、2017、pp.225-260

七木田文彦：教育生理学・教育衛生学から教育保健学へ『教師のための教育保健学-子どもの健康を守り育てる実践と理論-』東山書房、2016、pp.242-246

瀧澤利行・七木田文彦・竹下智美：雑誌「養護」の時代と世界-学校の中で学校看護婦はどう生きたか-、大空社、2015

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

七木田文彦 (NANAKIDA, Fumihiko)

埼玉大学・教育学部・准教授

研究者番号：40431697